

公正取引室は 未然防止に取り組みます!



沖縄総合事務局総務部公正取引室(以下「沖縄公正取引室」といいます。)では、独占禁止法等に対する理解を促進するため、県内において、様々な広報活動を行っています。

今号では、令和3年度に沖縄公正取引室が行った広報活動の一部をご紹介します。

官製談合防止法等の研修会

沖縄公正取引室では、入札談合の未然防止を徹底するため、例年、沖縄県に所在する地方自治体や国家機関等の職員向けに、官製談合防止法(正式名「入札談合等関与行為防止法」)等の研修会を開催しています。

令和3年度は、那覇市、名護市等において、当室の職員から官製談合防止法等の説明を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の状況も踏まえ、オンライン方式を導入した研修会や動画配信による講義を行いました。

沖縄公正取引室では、令和4年度もより多くの方に安心して参加いただけるよう工夫をしながら、研修会を実施して参ります。



講師を務めた沖縄公正取引室職員



研修会の様子

1分で分かる! 官談法<事例編>
発注機関の職員の皆さんへ

ちょっと待った! あなたのその行為、
入札談合等関与行為
ではありませんか!?

① 談合の明示的な指示
【例】 事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示する

② 受注者に関する意向の表明
【例】 受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する

③ 発注に係る秘密情報の漏えい
【例】 公開していない予定価格、指名業者の名称、入札参加業者の技術評価点等を漏えいする

④ 特定の談合の補助
【例】 指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする

入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法〔官談法〕)では、以上の4つの行為を「**入札談合等関与行為**」として禁止しています。

裏面も御覧ください

こちらもチェック★
「1分で分かる! 官談法」
入札談合等関与行為防止法の概要 編

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

官製談合防止法のパンフレット

講師派遣

沖縄公正取引室では、所管法律に関する違反行為の未然防止を徹底するため、沖縄県に所在する地方自治体、国家機関等の職員研修や事業者団体が開催する研修会へ講師(当室職員)を派遣しています。

令和3年度は、那覇市内だけでなく北部や離島においても、建設業の事業団体が主催する研修会に講師を派遣し、「独占禁止法・下請法の概要と違反事例～建設業者の留意点～」をテーマに講演を行いました。

研修会では、沖縄公正取引室長から、独占禁止法の違反事例を紹介するとともに、下請法における禁止行為等について説明しました。



講師を務めた沖縄公正取引室長

お知らせ



公正取引委員会の
マスコットキャラクター「どっきん」

沖縄総合事務局のツイッターや
フェイスブックに「どっきん」が現れた!!
「どっきん」はみんなに会いたがっている。



沖縄公正取引室では、研修会や独占禁止法教室(出前授業)等の広報活動について、沖縄総合事務局のツイッターやフェイスブックでも案内しています。

群星ではお伝えできない広報活動の案内や独占禁止法教室(出前授業)の様子などをいち早くお伝えしますので、是非ご覧ください。

公正取引委員会のマスコットキャラクター「どっきん」もみなさんのお越しを笑顔で待っています。



Twitter

<https://twitter.com/okisokyoku>



Facebook

<https://www.facebook.com/okisou.naikakufu/>



沖縄公正取引室では、皆様のニーズに合わせ、県内各地に所管法律に関する講師派遣や研修会を行っています。お気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】総務部公正取引室 ☎098-866-0049

